

## 16 要望・申し入れ

埼玉県議会議長 小林 哲也様

2017年6月12日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳下 礼子

### 県議会の民主的運営及び議会経費の適正化等に関する申し入れ

議会の民主的運営と審議の充実、県民の多様な意見を議会での審議等を通じて県施策に反映させるため、今後の議会運営及び審議、議会経費のあり方等について以下の通り提案いたします。

#### 記

#### 1、県議会改革のための協議会について

党県議団は、民進党無所属の会・無所属県民会議・無所属改革の会とともに、2015年12月、2016年6月、2016年12月と議会改革のための特別委員会設置を求めてきたが、現在もその設置は図られていない。

その間も、県議会運営について様々な問題が指摘されており、党県議団としては、早急な検討が必要だと考える。したがって県民に開かれ、県民の声を反映できる県議会への改革を進めるために、全会派参加による協議会を設置し、検討を進めるよう強く求める。

#### 2、議員の発言権の保障について

##### (1) 代表質問と一般質問について

議会は言論の府であり、本会議における議員の発言を十分保障する議会運営が求められている。一般質問については、無所属議員を含め全ての議員が少なくとも年1回行えるよう改善を図る。代表質問は全ての会派に認める。

##### (2) 請願・陳情の審査について

請願の意見陳述について、「県政にかかわるもの」という要件を除くこと。

#### 3、議会の民主的運営について

##### (1) 県議会の役職の公平な配分について

常任委員会や特別委員会、各種審議会等の役職は、民意の反映を保障する立場から、議席数に応じて各会派に公平に配分する。

##### (2) 議会運営委員会の構成について

少数会派・無所属議員についても、オブザーバー出席を認め発言の機会を与える。

#### 4、委員会運営について

##### (1) 常任委員会審査の充実について

常任委員会は、継続審査となった議案や緊急を要する議案・審査事項については、閉会中であっても委員会としての調査・研究・審査を積極的に行なうなど、審議の充実を図る。

##### (2) 委員会の会議録作成について

予算特別委員会の審議については正規の会議録が作成されているが、常任委員会及び他の特別委員会については発言の要点をまとめた会議録の作成に留まっており、委員会審議についても正確な会議録を早急に作成し、県民がホームページで閲覧できるよう改善を図る。

##### (3) 委員会傍聴者への制限について

委員会傍聴人数が事実上20人以下とされている要綱を改定し、原則として希望者全員が傍聴できるようにすること。傍聴者は本会議同様、委員長の許可を得て録音できるようにすること。

##### (4) 予算特別委員会と決算特別委員会について

一人会派や無所属議員が、予算特別委員会か決算特別委員会のいずれかの委員会に所属できるよう、それぞれの委員定数を増やし、審議の充実をはかる。

昨年度、予算特別委員会の質問時間の変更が行われたが、知事の出席や少数会派の最低限の質問時間の保障など課題があり、議会として検証すべきである。

##### (5) 公聴会や参考人の活用について

委員会の審査においては、県民の要望や専門家の意見を審査に反映させるため、公聴会の開催や参考人の招致を積極的に行なう。

#### 5、議会経費の節減と透明性の確保について

##### (1) 費用弁償の見直しについて

費用弁償については、実費とする。

##### (2) 県政活動費の透明性の確保と適正化について

県政活動費は出納簿などをホームページ上で公開し、より県民に対して説明責任を果たせるようにする。

##### (3) 行政視察について

行政視察は視察の目的と調査課題をより明確にし、回数を減らす。とりわけ宿泊を伴う視察については精査する。国外の友好親善視察については、議長または副議長の代表派遣に限定し、海外行政視察は原則廃止する。

以上

## 記者発表

2017年6月26日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳下 礼子

### 公明党による金子正江県議の発言通告修正要求に抗議する

6月26日の埼玉県議会において、日本共産党の金子正江県議の一般質問開始直前に、公明党の石渡豊県議によって「金子県議の発言通告には不穏当な記載があり、修正を求める」として休憩動議が提出された。自公など多数により、動議は可決され、その後開かれた議会運営委員会の中で、公明党権守幸男委員は『共謀罪法』という法律はない』『共謀罪法』はまやかし・不穏当な呼称であり議事録に残すべきではない」として、「共謀罪法」の文言修正を求めた。日本共産党秋山委員は、「共謀罪」は新聞各紙、日弁連、知事の記者会見発言でも使用されており、「共謀罪法」は国民に広く浸透している文言だとして、修正を拒否した。

4日も前の22日に通告し、議長によって認められた通告文言を、発言直前に修正要求することは、議員の表現の自由に対する侵害であり、議会制民主主義を揺るがしかねない事態と考える。党県議団は、この点から公明党に強く抗議し、修正の撤回を求めるものである。

26日の県議会は、午後5時を過ぎ流会した。

以上

記者発表

2017年7月12日  
日本共産党埼玉県議会議員団  
団長 柳下 礼子

元自民党・沢田力県議（大宮区選出）の議員辞職について

一、辞職した沢田元県議は直ちに説明責任を果たすべきである

11日、埼玉県議会自由民主党議員団は、政務活動費の領収書を偽造したとして沢田力氏を除名し、本日、同氏は県議を辞職した。同党によると沢田氏は2011年度から15年度の間、政治活動報告のチラシ投函代として、PR会社が発行したとする8枚の領収書を県議団に提出。自己負担分を除く計545万円の政務活動費を受けとっていた。しかし、PR会社側が「沢田氏との取引はない。支払いも受けておらず領収書も渡していない」と証言し、沢田氏も「PR会社に投函の依頼はしてなかった」と領収書の偽造を認めたとのことである。これが事実であれば、極めて悪質な、県民の信頼を傷つける行為である。同氏の辞職は当然のことである。しかし、事実経過やその用途等に不透明な部分が多く、沢田氏は県民に対し直ちに説明する責任がある。

同時に自民党県議団も責任を免れることはできない。沢田氏を除名したとはいえ事実の解明と再発防止に、全力を尽くすべきである。また、所属県議全員の調査やその結果の県民への報告は不可欠である。

一、政務活動費全般の見直しのために、議会改革の協議の場を

県議一人あたり月額50万円もの政務活動費の用途については、県議は高度な説明責任を自覚すべきである。今後、出納簿や領収書のWeb上での公開など、さらなる透明化をはじめ、政務活動費の在り方全般について見直すべきと考える。県議会としては議会改革のための協議の場を早急に開き、公開の場でこの問題を議論すべきである。

以上